

○財務省告示第二百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年八月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年九月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第三百三十三回、第三百四回、第三百五回、第三百十二回及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回、第四十六回、第六十二回、第七十四回及び第七十六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で三千九百九十六億円 内訳（別表のとおり）					

二十 者 払込期日 平成二十六年八月二十五日

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額面金額）
（利付国庫債券） （第十三年） （第三百三十三回）	一・四%	日年平 日年平 九成三月二十一	億四 円百八十五
（利付国庫債券） （第十三年） （第三百四十四回）	一・三%	日年平 日年平 九成三月二十一	億三 円百六十六
（利付国庫債券） （第十三年） （第三百五十二回）	一・三%	十年平 日十成 二月十二	億二 円百五十四
（利付国庫債券） （第十三年） （第三百六十二回）	一・二%	十年平 日十成 二月十二	五十一億 円
（利付国庫債券） （第十三年） （第三百七十三回）	〇・六%	十年平 日十成 二月十二	円三 百十六億
（利付国庫債券） （第十四年） （第三十三回）	二・九%	日年平 日年平 九成三月二十一	百五億 円
（利付国庫債券） （第十四年） （第三十六回）	二・二%	二年平 日六成 三月二十二	億二 円千二百七
（利付国庫債券） （第十六年） （第二十二回）	〇・八%	日年平 日年平 六成三月二十五	円百 三十六億
（利付国庫債券） （第十七年） （第二十四回）	二・一%	十年平 日十成 二月二十六	二十六億 円

（別表）

（利付 第二 十七 十年 六回 ） （国庫 債券 ）	一 ・ 九 %	平 年 三 月 三 十 七 日	五 十 億 円
--	------------------	--------------------------------------	------------------